

禁煙のお知らせ

全ホール及びクラブハウス内を禁煙とさせていただきます。ご来場のお客様のご協力をお願い申し上げます。

健康増進法 第二十五条 受動喫煙の防止

学校、体育館、病院、劇場、観覧上、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人の煙草の煙を吸わせることをいふ。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。